

政治經濟史學第五二三號（二〇一〇年五月） 抜刷

# 海軍の軍備擴張計画と呉鎮守府建設計画

——造船部建設計画を中心として——

千田武志

# 海軍の軍備拡張計画と呉鎮守府建設計画

——造船部建設計画を中心として——

はじめに

本稿は、呉海軍工廠の形成に関する研究の一環として、より直接的には呉鎮守府の建設を対象とした論稿の成果を受けて、明治二二（一八八九）年に策定された呉鎮守府造船部建設計画を提示し、それに照応させながらその実態を説明することを目的としていた。ところが論考を重ねるうちに、呉鎮守府造船部建設計画は呉鎮守府建設計画と一体をなしており、また海軍の軍備拡張計画と関連させながら分析しなければならないということに認識するようになった。

これまでの呉鎮守府及び造船部に関する一連の研究においても、国際関係と国内の諸条件を重視しながら、海軍の軍備拡張計画などの政策との関連についても注意を払ってきた。その結果、呉鎮守府<sup>(1)</sup>は艦艇国産化をめざして日本一の造船所（鎮守府）を防御に最適な呉港に立地するという明治一四年と一五年の軍備拡張計画にもとづいて、その時には予算がつかなくなつたにもかかわらず一九年に設立が決定したこと、呉鎮守府建設計画は三期計画によつて構成されておりその第一期計画は海軍の第一期軍備拡張計画の一環として三年間に狭義の鎮守府と一船渠（ドック）・一船台を中核とする造船施設を建設する計画になつていたこと、しかしながら途中で予算不足となり前者の一部と後者の大部分が次期工事に繰り延べら

れたことなどの事実を説明することができた。<sup>(2)</sup>これらは海軍省によって公表された報告を鵜呑みにすることなく、同省の政策や計画と実態を対比することを通じてもたらされたのであった。

とはいえそこには、三期計画（九年計画）によって構成される呉鎮守府建設計画の全体像はどのようなものなのか、またこの全体計画と、明治一九年の第一期軍備擴張計画（三年計画）の一環として策定された呉鎮守府建設第一期計画（三年計画）との関連性について説明しえないなど、不十分な面が残った。この点を説明するには、めまぐるしく変更する軍備擴張計画と関連させながら、どのようにして継続性が求められる艦艇の整備や鎮守府及び造船部の建設を計画しそれを実施したのかということ、資料的実証が困難ななかで、論理的に補足しながら明らかにしなければならないということになる。

こうした難問を解決するには、第一に変更を繰り返す軍備擴張計画の内容を整理し、背後にある対立要因を分析し底流に潜む本質を明確化する必要がある。第二に軍備擴張計画と事業計画、本稿においては呉鎮守府及び造船部建設計画との関連性を求める際、一方的に前者から後者を照射するのではなく、後者において説明されている計画、時には実際に建設された施設から前者の内容を類推することが求められる。そうすることによって、前計画を否定しながら作成されたようにみえる軍備擴張計画のなかにも、基本的に貫徹しているものと短期的に修正を求められているものが混在しており、前者にもとづいて継続性を要する長期計画、後者に沿って短期の事業計画が樹立、実施されたと考えられるからである。

このような点をふまえ本稿においては、まず第一節において、海軍の軍備擴張計画を概観し、その内容と問題点を整理する。そして第二節以降で、この軍備擴張計画と関連させながら呉鎮守府及び造船部の設立や建設計画の解明を試みることになるが、その際必ずしも前者から後者を照射するだけでなく、時には後者の事実から前者の内容を類推するという手法も取り入れる。

こうしたこともあり、当初、主要な課題とされた呉鎮守府造船部の建設工事などについては、紙幅の関係で別稿において取り上げる。また呉鎮守府及び造船部の設立や建設計画を対象とするということで、これまでの研究との重複が考えら

れるが、それをさけるため事実関係についてはできるだけ簡略にとどめ、軍備拡張計画との関連に力を注ぐことにする。

## 一、軍備拡張計画の概要と諸問題

艦艇の建造や兵器造修施設の建設などは、基本的に軍備拡張計画にもとづいて実施されるものと考えられる。こうした前提のうえで本稿は、呉鎮守府及び造船部の建設計画の検討に先立って、海軍の軍備拡張計画を対象とする。記述に際しては紙幅の関係もあり、本節では本稿に関係のある明治一四（一八八一）年から二六年までの軍備拡張計画を概観し、主要な論点を整理するにとどめる。

軍備拡張計画は、明治一四年をむかえ現実性をおびることになった。川村純義海軍卿は同年一二月二〇日、三条実美太政大臣に対し、一五年度以降、毎年三隻ずつ二〇年間で六〇隻の艦艇を総額四〇一四万〇三四〇円で建造するとともに、さらに五年間に三〇〇万円を投じて一大造船所を建設するように求めた。<sup>(3)</sup>しかしながらこの要求は、松方正義大蔵大臣の主導する紙幣整理のために認可をえるまでにいたらなかった。

明治一五年七月、朝鮮において壬午事変が発生、日本公使館が焼き打ちされるなど緊張が高まった。こうしたなかで川村海軍卿は、一月一五日、三条太政大臣に対し、毎年六隻ずつ八年間で四八隻を新造するという軍備拡張計画を提出した（一二隻は現有の艦艇を使用し八年後に建造）。これに対し政府は一二月、酒税、タバコ税の増税によって軍艦製造費として年間三〇〇万円を八年間にわたって支出することを決定した。

明治一六年二月二四日、川村海軍卿は新たに認められた軍艦製造費年額三〇〇万円に、これまでの三三万円を加えた三三三万円を八年間（合計二六六四万円）にわたって支出し、毎年四隻ずつ三二隻の艦艇を建造することを稟議し認可をえた。しかしこれより先、二月六日に求めた八カ年計画の四カ年計画への短縮、二月一四日に要求した西海鎮守府設立費二四万八〇〇〇円と造船所建設費三〇〇万円などについては許可をえることができなかった。なお五月二五日に川村海軍卿は、軍艦建造は一刻も猶予できない問題であるので、このうち一二九〇万円をもって一八年度までに八隻建造するため

に軍艦製造費を繰り上げ支出することを求め、五月二八日に裁可をえている。

こうして最初の軍備拡張計画が決定したものの、海軍省内においては、導入する艦種をめぐって、「甲鉄艦を中心とする外洋艦隊を整備すべきである」という海軍軍事部の意見と、海防艦と水雷艇を中心とする海防艦隊を整備すべきであるという主船局の意見が対立した<sup>(4)</sup>といわれる。こうした両者の路線の相違は、イギリスの外洋艦隊構想と、それに対抗するフランスの海上通商破壊戦略を主眼としてそれに沿岸防衛を加味した水雷学派の対立を反映したものであり、その根底には軍艦建造技術の進歩があつた<sup>(5)</sup>。なお両者の対立は、一七年一二月に勃発した甲申事変への対応をめぐって深刻化する。

軍艦建造技術の進歩にもとづく艦艇の整備と新鎮守府設立の必要性が高まるなかで、海軍省はこれまでの軍備拡張八カ年計画の修正をせまられることになつた。川村海軍卿は、明治一八年に、甲鉄艦八隻をはじめとする九二隻を七五五一万四二四二円で新造する案とともに、規定の予算内で巡洋艦以下六四隻の艦艇を整備する案を提示し、最後に、「両者其採択ヲ請フ」で終る両案併記の上申書を三条太政大臣に提案した<sup>(6)</sup>。

このように川村海軍卿に優柔不断な態度をとらせた理由は、普通歳入では軍艦製造費すら支出が不可能といわれるほどの財政が疲弊していたことにあつた。このままでは軍艦や鎮守府、造船所などの施設の整備が不可能であると考えた政府は、内閣制創設後をはじめとなる明治一九年の最初の閣議において、八カ年計画の残額一六七三万六五〇九円を一九年度以降の概定額とし、これに対して海軍公債一七〇〇万円を発行して、一九二〇、二一年度にわたって支出することを決定した（明治一九年度別途費、二〇年度以降特別費と呼ばれるが、本稿では特別費と総称する）。

こうした財政的制約のなかで、軍艦建造技術の進歩に対応した軍備拡張計画を作成するという大役を担うことになつたのが、明治一九年二月二日に海軍省顧問として着任したフランス人の造艦技師エミール・ベルタンであつた。ベルタンは二月二〇日の「艦隊組織ノ計画」<sup>(7)</sup>のなかで水雷学派にもとづく作戦を示すとともに、その作戦を遂行するために、規定の八カ年計画の残額一六〇〇万円余の費用で、五年間に六万七三〇〇トンの艦艇を建造するという内容の計画を示した（表一参照）。結局、この案は受け入れられ第一期軍備拡張計画となるのであるが、期間は五年から三年に短縮された。

表1 第1期軍備拡張計画

単位：トン

艦種	等級	排水量	隻数	合計排水量	建造順位	備考
海防艦	1	6,000	2	12,000	4	二等水雷艇代用も可
	2	4,000	4	16,000	1	もっとも早く建造のこと
甲鉄艦	1	9,000	1	9,000	7甲	威力は認めるが評価が未定
	警湾艦	-	1	-	7乙	数隻をもって一隻の二等巡洋艦と交換可能
巡洋艦	1	6,000	1	6,000	5	清国がイギリスに発注しており建造が必要
	2	4,000	1	4,000	8	すでに「浪速」など3隻起工につき遅延も可能
	3	2,500	2	5,000	9	すでに「葛城」など3隻起工につき遅延も可能
報知艦	1	1,750	2	3,500	3	
	2	1,250	4	5,000	6	
砲艦	1	800	1	800	11	すでに2隻あり遅延も可能
	2	500	6	3,000	10	すでに6隻あり遅延も可能
水雷艇	1	56	16	900	2	
	2	25	12	300	2	もっとも有用につき数年で完備すること
計			54	66,300		

出所：ベルタン「艦隊組織ノ計画」明治19年2月20日（防衛研究所図書館所蔵「川村伯爵ヨリ送納書類」三）。

第一期軍備拡張計画の最終年にあたる明治二十二年二月、西郷従道海軍大臣は五年間に五二八四万七三五四円を支出して、二五八五万七九一九円の軍艦製造費で海防艦（六五六三トン）一隻、モニター艦（二〇二〇トン）四隻など計一六隻（二万八四三二トン）の軍艦に加え、水雷艇三〇隻を建造する第二期軍備拡張計画を黒田清隆総理大臣に提出した。これに対し黒田総理大臣は、五月二四日、二二年度に七〇〇万円を限度として予算編成をするようにという裁定をくだし、艦艇建造費もその他の施設建設費等も経常費から支出されることになった。

明治二十三年九月、樺山資紀海軍大臣は甲鉄艦二隻（各九五〇〇トン）をはじめとする軍艦二五隻（六万九〇〇〇トン）、水雷艇など二八隻（六六八〇トン）、合計五三隻（七万五六八〇トン）を七年間に五八五五万二六四五円で建造することを骨子とする、総額七〇三一万六〇五二円にのぼる軍備拡張計画を山県有朋総理大臣に提出した。ここに提示された甲鉄艦を含む新艦と既成艦をあわせて一二万トン保有するという計画は、これまでの路線を否定しているようにも思えるが、閣議において異論がだされることもなく是認された。ただし財政上の問題もあり帝国議会で提出し可決されたのは、五年間に五二一八二六円の費用で巡洋艦二隻など六七五〇トンと水雷艇二隻を建造することにすぎなかった。

明治二四年七月八日、樺山海軍大臣は一二万トン保有論を論拠として、九年間に五八五万二六三六円の費用で甲鉄艦四隻をはじめとする軍艦一一隻（七万三九〇〇トン）、水雷艇六〇隻を建造するという軍備擴張計画を閣議に提出したが、政府は巡洋艦と報知艦の二隻の建造を認めたにすぎなかった。しかもこれさえも、第二帝國議會が解散となり宙に浮き、再度上程された二五年五月の第三帝國議會会で否決となつたのであつた。

こうした状況を打開するために仁礼景範海軍大臣は、明治二五年一〇月、最小限軍艦一二万トン保有をめざし、一六年間に五九一九万七四一九円の費用で甲鉄艦四隻など軍艦一九隻（八万七八〇〇トン）を建造するという計画を閣議に提出した。これを受けた政府は、一九五五万八五四三円の費用で甲鉄戦艦二隻（七カ年継続）、三等巡洋艦一隻、報知艦一隻（両艦とも六カ年継続）を建造することを決定し、同年一二月の第四帝國議會会上程した。この軍艦製造費は二六年一月一日に否決されたが、二月一〇日の詔勅によって、一八〇八万二五二六円の予算がつき甲鉄戦艦導入も認められ外国に発注することになった（なお報知艦は呉鎮守府造船部で建造されることになる）。

これまで明治一四年から二六年にいたる軍備擴張計画を概観してきたが、ここで本稿の主題に限定して論点を整理する。まず呉鎮守府（造船所）の設立と、一四年と一五年の軍備擴張計画との関連性である。次に呉鎮守府（造船部）の建設計画に多大な影響をもたらしたと思われる一八年の軍備擴張計画の解釈と、その後の軍備擴張計画との関係が問われることになる。

このうち前者について室山義正氏は、「一五年案は、一四年案が目指していた漸進的整備・国産化重点主義を一八〇度転換した急速整備と輸入依存主義に貫かれたもの」と規定し、「一五年案が一四年案と決定的に異っている点は、造船所新設案が切り捨てられていることであろう」と結論づける<sup>(8)</sup>。たしかに年間製艦計画と国内建造能力、国産と輸入艦艇を比較して、漸進的整備、国産化重点主義から急速整備、輸入依存主義へと「一八〇度転換」したという主張には説得力があるように思われる。しかしそれでは、後述するように造船所新設予算が認められなかったとほぼ同じ明治一六年二月に西海鎮守府（造船所）候補地の調査を実施し、それにもとづいて呉鎮守府を建設したという事実を説明することは不可能と

いえよう。

後者については、まず明治一八年の軍備拡張計画が対立する二案の併記となり、その後の軍備拡張計画が変更を繰り返した内外の要因について考えることにする。こうした現象がもたらされたのは、この時期に先進国において軍艦建造を中心とする兵器生産技術の飛躍的進歩があり、その最強の武器である甲鉄艦を先進国ばかりでなく、当時の最大のライバルの清国が導入したことに端を発していた。新事態の到来は、イギリスをはじめとする先進国で最新の戦術や兵器生産技術を学んで帰国した軍事テクノクラートの役割を重要視させることになり、彼らのより優れた軍艦を操縦、建造したい、できるという自負心が海軍内に広がり甲鉄艦導入派が多数を占めるようになり、内外情勢を総合的に判断してそれを時期尚早とする政府首脳部と対立が生じたのであった。

こうした興味深い論点が存在することもあつて、後者については少なからぬ研究が蓄積されているが、ここでは甲鉄艦中心派と水雷学派の対立を、軍事（戦術・技術）ばかりでなく政治・外交・財政との関連で解明しようとした大沢博明氏の研究を中心に検討する。まず明治一八年の軍備拡張計画であるが、これについて大沢氏は、甲鉄艦中心派の「軍事部案」と、水雷学派の「赤松案（主船局案―引用者）」との海軍内調整が不能のまま川村は『両者其採択を請う』と太政官に決定をゆだねた」と述べるとともに、こうした重要事項について、「川村が海軍内両学派の海軍路線対立を海軍内部で処理せず（或はできずに）太政官に海軍政策の選択を求めたのは一国の海軍政策決定のあり方に照らせば正当な手順であつた」という見解を示している。<sup>(9)</sup>

また明治一八年七月二二日に開かれた閣議において一六〇〇万円の造艦費が確認されたことについて大沢氏は、「外見上は滄海学派の戦艦路線を否定したようにも見える」ものの、「赤松案の艦隊編制そのものを政府見解として決定したものと判断したい」とする注目すべき見解を展開する。<sup>(10)</sup>そしてこうしたことの裏付けとして、一九年二月一二日の閣議において海軍省の要求を入れて排水量八八〇〇トンの戦艦の導入が決定された事を実証するとともに、これはベルタン理論に立脚した井上馨外務大臣の介入によつて水雷派理論に変更されたという推論を展開する。さらにこうしてベルタンの



計画をもとに第一期軍備擴張計画が決定したことに關して、それが可能となつたのは水雷學派を基礎としていゝといへ彼の理論が財政・軍事・外交との整合性を重要視しており政府はもちろん、砲力にも考慮するなど海軍省の甲鉄艦導入論者も承服せざるをえないものであつたことによると述べている。

これ以降に計画された第二期軍備擴張計画について大沢氏は、造艦方針自体は第一期軍備擴張計画の補充という性格が強かつたと考へている。さらに二三年の甲鉄艦を含む一二万トン保有論の閣議決定は、「それを実行するのに必要な予算上の裏付けを欠いたもので：山県首相の井上路線支持論に軍が服するという以上の意味は實質的には持たなかつた」と解釈して<sup>(11)</sup>いる。

甲鉄艦の導入ついて畑野勇氏は、ベルタンの設計した三景艦の欠陥が大きく、これでは、清国の甲鉄戦艦「定遠」「鎮遠」に對抗しえないと考へた海軍省が、「軍艦建造をフランス技術に頼る方針を放棄し、明治二三（一八九〇）年二月のベルタンの帰国と同時期には佐双らイギリス留學造船官の復権と、甲鉄戦艦の整備による擴張方針への再轉換とが実現した」と技術面からみた説を展開する。<sup>(12)</sup>なおこのことは同時に、フランス技術からイギリス技術への轉換をも意味していたという。

ここで両氏の見解に、若干のコメントを加へることにする。まず大沢氏の説に対しては、明治一八年の軍備擴張計画を甲鉄艦中心とする軍事部案と水雷學派の主船局案の両論併記であり決定を太政官にあずけたこと、その後の閣議において決定された造艦費は金額からすると主船局案に近いが軍事部案を否定するものではなかつたこと、それを裏付けるように一度は戦艦導入が閣議決定されたがベルタン理論を根拠に有力政治家により否定されたこと、賛成派ばかりでなく反対派も納得させるベルタン理論にもとづき第一期軍備擴張計画が決定されたことを指摘したという点については、卓越性があり同意できる。

ただし第一期軍備擴張計画において甲鉄艦導入は完全に否定されたのか、第二期軍備擴張計画は造艦方針自体第一期軍備擴張計画の補充の性格が強いとされてゐるがそれをこゝろの他の金額を含んでもそれは変わらないのか、第一期、第二期軍備擴張計画はもとより甲鉄艦を含む明治二三年の軍備擴張計画の閣議決定まで水雷派理論が踏襲されたといえるの

かなどについて疑問が残る。ベルタン理論が一九年の戦艦導入の閣議決定の否定であり、二三年の甲鉄艦を含む一二万トン計画の閣議是認もその範疇内の変化であるとした場合、二六年の甲鉄艦導入をどのように説明するのだろうか。

一方、畑野氏の説は、軍事技術の発展と技術者の対立に着目し水雷中心から甲鉄艦導入へと変化した理由を説明した点において、これまでにない特色を有している。しかし明治二三年の閣議決定やベルタンの帰国をもって水雷派から甲鉄艦導入派への復帰と理解したのでは、一八年の軍備拡張計画を甲鉄艦導入、第一期、第二期軍備拡張計画を水雷派への変更、二三年の軍備拡張計画を甲鉄艦導入への復帰ととらえる通説とかわらず、せつかくの斬新性が失われるように思われる。導入艦種をめぐる対立が表面化した当初から海軍省で多数派を占めていたのは甲鉄艦導入派であり、それを内閣の意向を受けた海軍大臣がおさえていたという関係ぬぎに、ベルタン帰国後に彼らが復権したとすることには同意しかねる。

これ以降、これまでの議論を前提とし、海軍の軍備拡張計画と関連させながら呉鎮守府の設立、呉鎮守府及び造船部の建設計画とその修正などについて具体的に分析することになるが、それに先立ち軍備拡張計画と帝国議会並びに清国戦艦の来航に関して言及する。まず明治二三年一月二十九日に開会された帝国議会との関係については、開会前の同年九月の閣議において甲鉄艦を含む軍備拡張計画を決定したり、議会の動向もあつて軍艦整備費予算を縮小させるなど、配慮がうかがわれる。また二四年七月の清国の甲鉄戦艦の来航に関しては、二三年度から二四年度、二五年度と甲鉄艦を含む軍艦一二万トン保有論を提出し続け、二六年度予算において一部（甲鉄艦二隻を含む）ではあるがそれを実現したことにみるように、少なからぬ影響があつたといえよう。

## 二、明治一四、一五年の軍備拡張計画と呉鎮守府の設立

本節においては、明治一四（一八八二）年、一五年の軍備拡張計画と関連づけながら呉鎮守府の設立にいたる過程を解明する。その際、主に呉港に鎮守府が立地されることになった経緯と理由に限定して論証したい。<sup>⑬</sup>

呉鎮守府の設立は、明治一四年二月一〇日の赤松則良主船局長より川村純義海軍卿に提出した西部に造船所建設を求

める建議に端を發している。この赤松案の内容は、必要艦艇数を四〇隻と設定し、そのうち三二隻を一五年度から二五年度までの一一年間に一六五五万円で建造するとともに、西部に六年間に三〇〇万円で、横須賀造船所をしのぐ日本一の規模の新造船所を建設しようというものであった。なおこの根底には、「經濟ノ道ヨリスルモ軍略ノ点ヨリスルモ常ニ補充ヲ要スレハ外国ヨリ購求スルハ得策ニアラズ必ス内國ニ於テ漸次製造多年ヲ經スシテ全備スル事ヲ欲ス」という艦艇の國産化と、「横須賀ハ防禦安全ナル地ニアラス」として、「防禦充分行届クヘキ港ニ抛テ砲台水雷ノ助ヲ借り軍艦商船ヲ保護シ且ツ此港内ニ造船所ヲ置キ敵ノタメ港口ヲ封鎖セラル、モ安全ニ製造修理ニ従事」できるように、「国内建設拠点を横須賀から新造船所へと移行させる」企圖があつた。

すでに述べたようにこれを受けた川村海軍卿は、三条太政大臣に対し明治一四年一二月二〇日に二〇年間に四〇一四万〇三四〇円で六〇隻の艦艇の建造と五年間に造船所を建設するという上申をしたが、紙幣整理のため許可されなかつた。ところが一五年七月に壬午事變が勃發したこともあり、一月一五日の八年間に四八隻の艦艇を建造するという再上申は、一二月に年間三〇〇万円を八年間にわたつて支出することに修正のうえ許可をえた。ただし一六年二月一四日に要求した西海鎮守府設立費二四万八〇〇〇円と造船所建築費三〇〇万円などは許可されなかつた。

こうした最初の軍備擴張計画の決定にいたる経緯を室山義正氏は、前述のように漸進的整備、國産化重点主義から急速整備・輸入依存主義へと「一八〇度転換」したと主張するが、そこには計画や主義という政策と事実との混同がみられる。國産化重点は主義であり政策であつても、輸入依存は結果としての事実で主義や政策ではないのである。政策が転換したか否かは短期的事実をもつて類推できる性質のものではなく、政策転換を裏づける資料により実証するか、または長期的視野に立つてその事業の帰趨をみて判断すべきといえよう。

ここで注目すべき点は、西海鎮守府並びに造船所設立費の予算がえられなかつた同じ明治一六年二月一二日に四隻の新艦のうち一隻を横須賀造船所、残る一隻を国内で建造した場合の四つの利点（国内職工の雇用、国内材料の利用、回航費及び保険料の節約、監督に便利）をあげて神戸鉄工所に發注する許可をえていること、また同じ二月に海軍省は西海鎮守

府並びに造船所の候補地として呉港の調査を実施、同港を最適地として確認したことである。

このうち本稿に關係の深い後者について、少し具体的に述べることにする。その際まず『明治十六年海軍省報告書』をみると、明治一六年に肝付兼行少佐一行は、広島県の竹原から山口県の岩国沖まで海岸を調査したと記されている。<sup>(17)</sup>ところが実態は、「閣下内訓スル所アリ云ク今回ノ出測ハ西海鎮守府設置ノ地ヲ撰定セラル、ニ起リシコトナレハ宜シク先ツ其旨趣ヲ領知」し、「先ツ尾ノ道港ヲ探リ而ル後安芸海岸ニ入ルヘシ」というように、<sup>(18)</sup>上司（おそらく川村海軍卿）から特命を受けて出発したのであった。肝付少佐一行はこの指示に従い二月二日に東京を出発、尾道で用船を雇いその周辺を調査したのも呉港に直行、<sup>(19)</sup>実視により「此呉湾ヲ除キテ他ニナシト決意」し海軍省に報告、その後本格的な調査を続行した。すでに一四年に四艦隊・四鎮守府構想を樹立し呉を第二鎮守府の候補地と考えていた川村は、さらに一歩すすめて西海鎮守府の有力候補地として実地調査をさせたことがわかる。

そしてこの結果を受けて、明治一七年には、有栖川宮威仁親王を始め、川村海軍卿など海軍省首脳部の視察、実務者の調査をへて用地買収が開始されたのであった。さらに一八年には、鎮守府建設地や船渠（ドック）予定地の調査まで実施した。正式な決定がなされる前に、事態は引き返すことのできないところまですすんでいたのである。

こうしたなかで明治一八年三月一八日、川村海軍卿は三条太政大臣に、一四年、一六年に続いて三回目となる、西海鎮守府及び造船所の設立を求める上申をした。このなかで川村は、呉港は周囲を海（島）と山に囲まれているために防禦にすぐれ風波も穏やかであり、交通も難点といえるほど不便ではなく、軍港としてこのような適地はないと結論づける。ところが突然、これまで対象とされたことのない江田湾も候補地にあげ、呉港ないし江田湾に選定することを要望した。そして鎮守府（二四万八〇〇〇円）と造船所（三〇〇万円）の建設費などを一八年度から五年間で支出することを求めたのであった。<sup>(20)</sup>

これに対し三条太政大臣は、明治一八年四月六日に海軍省において呉港にするか江田湾にするか決定したのち再提案するよう指令した。この後海軍省内で呉港にするか江田湾にするか議論をした文書はみあたらないが、一九年一月二八日に

仁礼景範軍事部長は、新たに海軍大臣に就任した西郷従道に対し、早急に呉に鎮守府を設置することを要請した。そして三月一〇日に開かれた海軍省将官会議において、全国の海岸を五海軍区とし、各海軍区に鎮守府を置くこととし、第一番目に呉と佐世保に設置することを決定、海軍大臣官房に提出した。こうした経緯をへて五月四日、第二海軍鎮守府の位置として呉港が選定されたのであった。

一方、その財源については、すでに述べたように明治一九年の最初の閣議において、三年間の「軍艦製造及之ニ伴フテ興スヘキ工事ノ費用」として一七〇〇万円の海軍公債を発行することが決定されていた。<sup>(2)</sup>なおこうして策定された特別費の当初予算額は二一七五万八一〇九円で、そのうち一六九六万八一九一円が造船費、一五六万三一九五円が呉鎮守府設立費に支出されることになっている。

ここで注意すべき点は、明治一四年と一五年の軍備擴張計画において要求したにもかかわらず予算がつかなかった西海鎮守府及び造船所の設立が、新たな軍備擴張計画において検討されることなく三年後に決定されたという事実である。すでに述べたように海軍省は、予算がつかないことによつて西海鎮守府及び造船所設立計画が否定されたとは考えておらず、財政的裏づけのないまま既成事実を積み重ね、やがてそれを実現したのであつた。こうした経緯を総合的に判断すると、当時の海軍においては予算がつかないことをもつて計画が否定されたと考えず、しばらく延期を求められたと解釈して事業をすすめていたといえよう。計画に予算がつかないことをもつて、ただちにそれが否定されたと判断することはできないのである。

### 三、明治一八年の軍備擴張計画と呉鎮守府建設計画

本節においては、こうして設立が決定した呉鎮守府の建設計画が海軍のどの軍備擴張計画にもとづいて作成され、その内容がどのようなもののかを解明することが求められる。とはいへ現在、両者の関連を示す資料は確認されておらず、呉鎮守府建設計画についても「呉軍港全図」と、「本建築ノ計画タルヤ三期ニ分チ其第一期ノ総費額ハ金百六拾

五万八千三百七拾八円八拾六銭ノ予定ニシテ」という記述などが残されているのみである。<sup>(22)</sup>

こうしたなかでどの軍備拡張計画にもついで呉鎮守府建設計画が作成され、その内容はどのようなものであつたかを解明することはむづかしい問題であるが、前者については呉鎮守府の建設工事が明治一九（一八八六）年一月に開始されていることから一八年の軍備拡張計画としか考えられず、この点を手がかりとして論をすすめる。まずこの計画の内容について、少し詳しく吟味することしよう。

明治一八年の軍備拡張計画において川村海軍卿は、これまでの軍艦整備計画により数年のうちに各種軍艦一〇隻を確保できるようにしたが、「然ルニ曩キニ上申セシ十四年ノ頃ハ金剛海門天城等ノ諸艦モ艦隊ニ編入シ戦艦ノ用ニ適セシト雖モ今ヤ海外各国ニ於テ戦艦ノ構造著シク改良ヲ来シ巨大ニシテ厚キ鉄甲ノ甲鉄艦ヲ以テ艦隊ヲ編制スルニ至レリ」と、海外における急速な技術革新の結果、先進国において甲鉄艦が導入されるようになったことを指摘した。<sup>(23)</sup>そしてイギリスの「インフレキシブル」（一万一八〇〇排水トン）をはじめとする先進国の甲鉄艦と日本の戦艦「扶桑」（三八〇〇排水トン）を比較し、「我国ニモ前述各国甲鉄艦ニ匹敵スヘキ甲鉄艦ナカルヘカラス又甲鉄艦ノ外尚左ノ二項ニ適當スル軍艦ヲ必要トス」という主張を展開する。<sup>(24)</sup>

さらに必要艦艇数として、甲鉄艦八隻、一等巡洋艦一六隻、二等巡洋艦一二隻、砲艦二四隻、水雷運輸船四隻、一等水雷艇一二隻、二等水雷艇三三隻、合計一〇八隻を提示した。ただし砲艦以上六〇隻のうち一六隻は既成艦において代替可能であり、新たに建造が必要な軍艦は四四隻（甲鉄艦八隻、一等巡洋艦一二隻、二等巡洋艦五隻、砲艦一九隻）、水雷運輸船以下の艦艇四八隻となっており、これらの艦艇の建造費用は、七五五一万四二四二円と見積もられている。明治一六年度以降八年間の軍艦整備費のなかに一五五九万六二〇〇円の残額があり、これを差し引いた五九九一万八〇四二円が新たに必要とされたのであつた。

こうして延々と甲鉄艦導入を柱とする軍備拡張計画を展開した川村海軍卿は、一転して次のような甲鉄艦導入を中止した場合の案を提示し、両者の選択を太政大臣に求めたのであつた。<sup>(25)</sup>

若シ将来ノ拡張ヲ既定ノ金額ニ限ルコト、セハ甲鉄艦ノ製造ヲ止メ今後巡洋艦砲艦等二十二隻製水雷艇二十四隻製甲水雷船十八隻ヲ新造セントス兩者其採択ヲ請フ

この軍備拡張計画は、ヨーロッパの建艦技術の進歩に対応するため甲鉄艦の導入を求める案に重点をおきながら、既定の予算内におさめるため従来型の艦艇を導入する案を併記したものであった。このうち前者は表二の軍事部案を踏襲したものと見えるが、後者は同表の主船局案を基本的に受け継ぎつつも、それさえ圧縮したものとなっている。

すでに述べたように川村海軍卿は、軍事部案、主船局案のいずれにも裁定せず、太政官に決定をあずけたが、この点について川村自身は、次のように回想している。<sup>(26)</sup>

私が日清戦争見に往つた所が或る将校がいふのに『黄海の戦争で日本は甲鉄艦でなかつた故非常な苦戦をした、閣下は毎度甲鉄艦に反対の論者でしたが、実際に於て甲鉄でなければ用を為さぬ』斯う云ふから『夫は違ふだらう、私の毎度甲鉄艦に反対したのは、決して軍艦が悪いと云ふ訳ぢやなかつた、政府で金を出さぬ、實際亦予算が無いのチャから抛なく巡洋艦を造らう、甲鉄艦壹艘より木造の艦でも三艘あつた方が仕事が出来るといふ議論ぢや…』

この資料によると、川村海軍卿は当時の財政状況や政府の一員である立場から、既定の予算でおさまる水雷派といわれる主船局案に与したことがわかる。<sup>(27)</sup> しかしそれは甲鉄艦の性能を否定したのではなく、限られた予算しか支出できない当面は、甲鉄艦以外の艦艇を整備することが得策であるというものであった。川村の複雑な行動は、現在の財政状況、そして政府の一員として水雷派に与するが、本心は甲鉄艦導入にあり、将来それを実現したいという複雑な心境のあらわれといえよう。

表2 明治18年の軍艦整備計画案

単位：万円

	軍事部案			軍事部案3期計画						主船局案		
	計画	現有	新造	計画	現有	新造			計	計画	現有	新造
						1期	2期	3期				
一 甲 鉄 艦	8	0	8	8	0	2	3	3	8	0	0	0
一 一 等 巡 洋 艦	16	4	12	12	4	1	4	3	8	4	4	0
二 二 等 巡 洋 艦	12	7	5	17	8	3	3	3	9	2	0	2
三 三 等 巡 洋 艦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	9	3
一 一 等 砲 艦	24	5	19	9	1	2	3	3	8	18	4	14
二 二 等 砲 艦				15	4	2	3	6	11			
巡 洋 水 雷 艦	0	0	0	12	0	12	0	0	12	0	0	0
水 雷 送 船	4	0	4	4	0	4	0	0	4	3	0	3
一 一 等 水 雷 艇	12	0	12	0	0	0	0	0	0	18	0	18
二 二 等 水 雷 艇	32	0	32	32	0	32	0	0	32	24	0	24
計	108	16	92	109	17	58	16	18	92	81	17	64
費 用			7,551			1,753	2,130					1,542

出所：海軍大臣官房『海軍軍備沿革』大正10年、12～13ページ、川村純義『海軍軍艦整備計画ニ付意見書（仮題）』明治18年6月（防衛研究所図書館所蔵「川村伯爵ヨリ還納書類」五）、大沢博明『近代日本の東アジア政策と軍事』平成13年、57～59頁。

海軍の軍備拡張計画と呉鎮守府建設計画（千田）

ここで明治一八年の軍備拡張計画に対する川村海軍卿の考えを知るため、彼が同年六月に作成した意見書（無題のため「軍艦整備計画ニ付意見書」と仮題をつける）みることにする。この意見書によると、「明治十九年度より先キ三年ツ、ヲ以テ一期トナシ第三期即チ明治二十七年度ニ至テ始メテ計画ノ総艦数ヲ完備ス」と、三期にわけて軍事部案を実現（表二の軍事部案三期計画）しようとしていたことかわかる。<sup>(28)</sup> こうした軍艦整備計画は、現有艦艇と第一期計画建造艦艇で二艦隊を、次に第二期計画建造艦艇で第三艦隊を、そして第三期計画建造艦艇において第四艦隊を編成するというように、軍艦整備計画は艦隊編成と一体として構想されていたのである。さらにこの意見書において、「第一期ニ於テ巡洋水雷艦ノミ計画ノ総数ヲ要スル所以ハ一ハ每期ノ金額ヲ平均スルト一ハ少ラク甲鉄艦ノ小數ナル間水雷ノ功力ヲ増シ戦時ノ軍略ヲ幫助セント欲スルノ目的ニ在リ」と述べているように、<sup>(29)</sup> 第一期に関しては、表二をみてもわかるように一七五三万円の予算といい艦艇といい水雷派とあまりかわらない、それだけに彼らも受け入れやすい内容になっている。

ここで明治一八年の軍備拡張計画を海軍省はどのように位置づけていたのか、西郷海軍大臣が二六年に記したメモを提示する。<sup>(30)</sup>

明治一八年海軍部計画（川村海軍卿閣議ニ提出）



海軍の軍備擴張計画と呉鎮守府建設計画（千田）

一六

帝国海軍（四箇艦隊）

每艦隊 四艦隊合計

甲鉄艦二隻 八隻

巡洋艦七隻 二十八隻

砲艦六隻 二十四隻

水雷艇隊

右ハ明治十六年以降既定ノ造艦費ニテ不充分ナルヲ以テ十八年に於テ川村海軍卿ヨリ内閣ニ提出セラレタリ内閣ニテ委員ニ移サレ其後官制ハ改正サレ西郷中将海軍大臣ニ任ス（以下省略）

このメモは明治一八年の軍備擴張計画の軍事部案と内容において同一となつており、海軍省は川村海軍卿が内閣に提出したのは軍事部案であり、それは否定されたわけではないと解釈していることがわかる。川村海軍卿や海軍省の首脳の間では、甲鉄艦の建造は財政的な事情により一時延期するが、近い将来に財政状況が好転した際にはそれを実施するといふ暗黙の了解があつたのではなからうか。

以上のことを総合的に判断すると、明治一八年の軍備擴張計画は次のように要約できるだろう。この計画には軍事部案と主船局案が併存しており、川村海軍卿はどちらにも決定しないまま太政官に判断をゆだねた。そして川村は財政状況、政府の一員ということで表面的には主船局案よりの態度をとつたが、艦隊編成と艦艇整備計画を連動させるとともに、それを三期計画で実現しようとするなど、本音は軍事部案に傾いていたと思われる。海軍省の多数派も軍事部案支持者であり、一八年の軍備擴張計画は基本計画と位置づけられ、その実現に努力が払われたのであつた。

海軍省は明治一五年の軍備擴張計画で提示した西海鎮守府と造船所に予算がつかかなかつたことをもつて計画が否定されたと認識せずに事業を推進したように、一八年の軍備擴張計画の軍事部案に対しそれに見合う予算がつかなくとも否定さ

れたと考えずに、時間をかけながらそれを実現しようとしたと思われる。なお一八年計画の場合、軍事部案の第一期計画と主船局案の予算額、そして決定した予算額が近似しており、なおのこと軍事部案が否定されたという考えはなかったといえよう。

最後に明治一八年の軍備拡張計画と呉鎮守府建設計画について、両者を関連付けながら考えることにする。その際まずいえることは、呉鎮守府建設計画は一八年の軍備拡張計画の軍事部案の実施をめざし、一期三年の三期計画として策定されたという点である。それを担った留学帰りの技術者たちは、軍事部案支持者が多数を占める海軍内で、先進国の造船所をモデルにしながら、いかにして甲鉄艦を含む各種艦艇を建造できる造船所を建設するかということに心血を注いだものと思われる。なお各期にどのような施設の建設を予定していたかという建設計画の具体像については、これ以降の記述において少しずつ説明する。

#### 四、第一期軍備拡張計画と呉鎮守府建設第一期計画

すでに述べたように呉鎮守府建設計画は、明治一八（一八八五）年の軍備拡張計画の軍事部案にそつて一期三年の三期計画として作成され、そして一九年の第一期軍備拡張計画の一環として、その第一期計画が実施されることになった。以下、この呉鎮守府建設第一期計画について、第一期軍備拡張計画と関連させながら検討する。

第一期軍備拡張計画の性格を知るため、その原案ともいえるベルタンの「艦隊組織ノ計画」を再考することにしよう。

このなかで彼は、日本海軍が導入すべき艦艇の順位づけをしているのであるが、その第一は、「四千噸海防艦」で、「数ハ少クモ四隻」、第二は、「大洋ニ航進ス可キ五十噸乃至六拾噸ナル一等水雷艇十六隻ト海岸及ヒ内海ノ防禦ヲ以テ其ノ本分トセル二十五噸乃至三十噸ナル二等水雷艇十六隻」と位置づけている。<sup>31</sup>これに対して甲鉄艦については、「未タ其ノ蘊奥ヲ究メザル者ニシテ之ガ構造ニ着手スルハ現今尚ホ早計に失セリ」と時期尚早説をとるが、決して否定しているわけではなかった。

こうしたベルタン理論にもとづいた第一期軍備擴張計画については、明治一八年の軍備擴張計画の本質をどのようにに解釈するかによつて、相違が生じるだろう。もし通説のように軍事部案に立脚したものと考える人は、大規模な甲鉄艦中心の計画から小規模な水雷中心の計画へ変更されたと、また主船局案にもとづいていたとする人は、水雷派理論が継統されたと主張するだろう。しかしながらすでに述べたように川村海軍卿は、一八年の軍備擴張計画について軍事部案を三期（九年）計画にわけ、その第一期計画においては予算を縮小するため甲鉄艦を二隻に限定し水雷の建造に力点をおくなど、その実施にむけて現実的対応をしていたのであった。試みにこのとき提示された第一期計画の予算一七五三万円をみると、主船局及び第一期軍備擴張計画の予算と近似した金額であり、両者の相違は比較的小型の甲鉄艦にするか海防艦をとるかくらいといえよう。

このように軍事部案をもとにした三期計画の第一期計画と第一期軍備擴張計画を比較すると、それほど大きな相違はみられない。こうしたこともあつて、海軍省は彼の理論にもとづく第一期軍備擴張計画を受け入れたものと思われる。ただし明治一八年の軍備擴張計画の軍事部案をあくまでも基本計画と位置づける海軍省は、第一期軍備擴張計画を一八年の軍備擴張計画の第一期として位置づけ、そしてそれ以降、一八年の軍事部案で示した甲鉄艦を中心とする艦艇の整備を強く主張したのであった。なお「艦隊組織ノ計画」において五年とされていた期間が三年に短縮されたのは、海軍省のそうした意図の表れといえよう。

このように明治一八年の軍備擴張計画の軍事部案に沿つて一期三年の三期計画として作成された吳鎮守府建設計画は、工事に際して、一九年の第一期軍備擴張計画の一環としてその第一期計画が実施されることになった。こうした変化に對して吳鎮守府建設計画はどのような対応を求められたのであろうか。この点について、明治一九年五月に吳軍港を視察したベルタンは、吳軍港を日本一の造船所にふさわしいと賞賛するとともに、工事について、「今日ニ於テ預メ同造船所全体ノ図面ヲ調整シ隨時其必要ナル部分ヨリ工事ニ着手ス」と長期的視野に立脚して全体計画を立案し、その後必要に應じて修正を加えながら部分的に実施していくと述べている。<sup>(33)</sup> なお後述するように、ベルタンの意向をいれて水雷造修施設が

計画されるのは二二年のことであり、それまでは当初計画にそつて工事が行われたものと思われる。

こうして準備が整い明治一九年一月、狭義の鎮守府と一船渠・一船台等造船部施設からなる呉鎮守府建設計画の第一期工事が開始された。<sup>(34)</sup>しかし途中で予算不足などから工事が遅延し造船部の大部分と呉鎮守府の残工事は第二期工事で行われることとなった。

##### 五、第二期軍備拡張計画と呉鎮守府計画の修正

こうしたなかで海軍省は、明治二二（一八八八）年二月、懸案となつている軍備拡張を実施するため、「第二期海軍臨時費請求ノ議」<sup>(35)</sup>を提出した。本節においては、この第二期軍備拡張計画の分析を通して、造船部を中心とする呉鎮守府建設第二期、第三期計画の実像に迫るとともに、呉鎮守府建設計画の全体像を解明したい。

第二期軍備拡張計画によると、明治二二年度より二六年度までの五年間に五二八四万七三五四円を支出し、そのうち二五八五万七九一円で四六隻の艦艇を建造し、残額によつて兵器の購入、艦艇の修理、四鎮守府などの海軍施設を建設することになつていた。これを見ると軍艦整備計画に関しては、第一期軍備拡張計画を補充する性格が強いが、それをこえる予算が他の分野に配分されており、そのように結論づけるのは早計といえよう。

第二期軍備拡張計画のうち本稿に関連の深い鎮守府関連費は一四二二万八九〇一円となるが、うち九三七万四二四七円（約六六パーセント）が呉鎮守府設立費である。またその内訳をみると、土木費に二八三万九五七三円、造家費に八八万〇六五二円、造船部建設費に五三二万七〇二二円、地所買上費に三万円、事務所諸費に二九万七〇〇〇円が計上されている。海軍省は呉と佐世保鎮守府造船部、とくに中核となる呉に集中的に投資しようとしていたことがわかる。

呉鎮守府建設計画のなかでもつとも金額が多い造船部建設費についてその主な項目をあげると、第一、第二船渠費八八万円、第二、第三、第四船台費四万六四六三円、水雷艇船台（五カ所）三万円、水雷船渠（三カ所）三万一千六六六円、造船諸機械諸道具泥浚船費二〇四万九五二二円、造船部造家費二一九万五六〇二円、臨時費九万三千七六九円となつている。このほ

か先の土木費二八三万九五七三円のうち八〇万四二四四円は造船所地掘鑿費であり、実質的には造船所建設費に含まれる性質のものである。

このように呉鎮守府建設費が多額なものになったのは、次のような理由によつていた。その第一は、明治二十一年三月時点で呉、佐世保鎮守府とも、「其成ル所ノモノハ庁舎兵監獄病院倉庫武庫石炭庫ノ半数ニ過キズ今後前者ノ足ラサルヲ補フ」<sup>(36)</sup>う必要があつたことによる。第二は、当時未着手なしほとん進捗してない施設、「殊ニ呉ノ如キハ造船所ヲ設備シ海軍ノ根底ヲ固フスルノ備ヲ為サ、ルヘカラズ」という事情があつた。<sup>(37)</sup> これをみると、この計画は狭義の鎮守府の残工事と二船渠・三船台を中核とする造船施設の完成をめざした、第一期計画はもとより、一八年の軍備拡張計画の軍事部案をもとに作成された第一、第二、第三期計画を網羅する呉鎮守府建設計画をやや縮小した代替案として提出されたとみなされるのである。

このように考えると第二期軍備拡張計画は、甲鉄艦の整備が含まれないなど艦艇整備計画に関する限り第一期軍備拡張計画の補充という性格が強いが、それをこえる金額が他の分野に配分されることになつており、一概にそのようにはいえないことになる。とくに鎮守府、なかでも呉鎮守府造船部の建設に多額の予算を配分して当初の三期計画からなる呉鎮守府建設計画とほぼ同様の施設を完成させようとしている。その背後にはこの第二期軍備拡張計画において、施設計画については、明治一八年の軍備拡張計画の軍事部案に沿つた第一期、第二期、第三期計画をほぼ完了させ、次の軍備拡張計画で一八年の軍備拡張計画で要求した甲鉄艦中心の艦艇の整備を実現しようという海軍省の意図がうかがえる。

明治二十二年五月二十四日、第二期海軍臨時費の請求に対し黒田清隆総理大臣は臨時費支出について却下し、特別費三二五万円とは別に二二年度定額五九二万円に一〇八万円弱を増額し、二二年度予算において七〇〇万円を限度として編成するよう海軍省に指示した。この結果、狭義の鎮守府の残存工事は最小のものに限定して、第一期計画の残金と二二年度以降の経常費によつて実施されることとなり、造船部施設も同年度以降の経常費で継続的にまかなわれることになつた。

## 六、吳鎮守府造船部八カ年建設計画

明治二三(一八九〇)年九月一九日、「海軍事業計画ノ議」(軍備拡張七カ年計画)が提出された。そして同じ年に軍艦(甲鉄艦を含む)一二万トン保有論が閣議で承認をえたのであるが、このことは一八年の軍備拡張計画以来海軍省が要求してきた軍艦整備計画を政府が認めたものといえよう。なおこのことと歩調をあわせるかのように、一八年の軍備拡張計画において施設計画の中心を形成していた「吳佐世保兩鎮守府ハ已ニ継続費ヲ以テ整備」することになっている。<sup>38)</sup>

ここで本稿に關係の深い吳鎮守府造船部建設計画について、海軍省の『明治二二年度報告』によりその概要を示すことにする。<sup>39)</sup>

…本府(吳鎮守府)引用者)開庁以降ノ建築ハ専ラ造船部ノ構成ニ係レリ抑々本建築ハ二二年度ヨリ二九年度ニ至ル八箇年間ヲ継続シテ落成ヲ期スルノ計画ニシテ之ニ対スル予算額ハ無慮貳百拾六万四千五拾五円余ナリ今之ヲ細別スレハ土工九箇所此予算額百八万七千七百七拾五円余造家二十棟此予算額三拾五万五千五拾壹円余造船ニ関スル器具機械此予算額七拾貳万八千貳百五拾八円余トス以上ノ予算ヲ以テ竣工ヲ告ルニ至レハ二船渠三船台ヲ有シ他ノ構造モ亦皆之ニ称フ而シテ大約一萬噸許ノ甲鉄及鋼鉄巡洋艦等ハ容易ニ製造シ得ヘキ予図ナリキ：

この計画によると、八年間に二六万四〇五五円(二二、二三年度執行済み七〇万五一八三元、二四年度四二万〇八〇〇円、二五年度から二八年度まで毎年度二〇万円ずつ、二九年度二四万八〇七二円)の費用で<sup>40)</sup>二船渠・三船台とそれに必要な施設機械を整備し、一万トン級の甲鉄及び鋼鉄巡洋艦を建造することをめざしていることがわかる。この八カ年計画の費用と先の第二期軍備拡張計画の吳鎮守府造船部の工事費を比較すると、六一三万一二六六円(土木工事中の造船所地掘鑿費に造船部建設費を加えた額)から二一六万四〇五五円へと約三分の一に減少している。それにもかかわらず両計画とも二

船渠・三船台の建設をめざしているが、そこには八カ年計画において造家費、機械費を大幅に減少させても小艦艇から甲鉄巡洋艦の造修までが可能となる船渠・船台を建設させようという強い意志が感じられる。

海軍省は明治一八年の軍備拡張計画において提示した甲鉄艦の導入を、明治二三年九月一九日に提出した軍備拡張七カ年計画で認めさせようとしており、それに対応して船渠・船台の完成をめざしたものと思われる。なお呉鎮守府造船部八カ年建設計画とこの軍備拡張七カ年計画の計画最終年は、ともに二九年度であつた。

次にもう一つの資料である明治天皇への奏上に少しふれておくと、基本的には同じ内容となつてはいるが、そこに、「二十五年<sup>(41)</sup>度ニ至レハ已ニ艦船ヲ修覆シ新艦ヲ製造スルコトヲ得ヘシ」という一文が加えられている。この八カ年計画においては、まず二五年度までに第一期建設計画に含まれていた一船渠・一船台を完成させ、艦艇の修繕と小型艦艇の建造を可能にし（のちに追加した水雷艇も含まれる）、それ以降二九年度までに甲鉄巡洋艦の建造も可能な施設の建設に向おうとしていたと解釈できる。

#### 七、呉鎮守府及び造船部建設計画の再考

最後に、呉鎮守府及び造船部建設計画について再考する。まず当初計画についてみると、これまで文書資料が発見できないことから呉軍港全図から推定し、狭義の鎮守府と五船渠（ドック）・三船台と仮定したが、<sup>(42)</sup>その後の研究により、修正が必要ながことが判明した。

このうち船渠については、明治二三年一二月一二日の衆議院予算委員会において政府委員が、「船渠ガ一番大主義ノ品物デス：元呉ニハ三ツ造ル積リデス然シ此ノ金デハ造レマセヌガ、計画ハ三ツノ積リデアリマシタ」と説明していることから判断して、当初三船渠の建設を計画していたことは明らかである。<sup>(43)</sup>また船台に関しては、第二期軍備拡張計画において第二、第三、第四船台の建設費が計上されながら第一船台がないことを考えると、本来の四船台が何らかの理由（たとえば水雷関係施設へと変換）で縮小されたと推測できる。

このように考えると、明治一八年の軍備拡張計画の軍事部案にもとづいて作成された当初の呉鎮守府建設計画においては、一期三年の三期計画によつて狭義の鎮守府と三船渠・四船台を中核とする造船施設を建設することになつていたものと推測される。そしてそのうち第一期建設計画で狭義の鎮守府施設と一船渠・一船台を中核とする造船部施設、第二・第三期建設計画で残る二船渠・三船台を主とする造船部施設の建設が企図されていたといえよう。なおこの計画においては一八年の軍備拡張計画の性格から考えて、甲鉄艦の建造可能な造船施設の建設は第二期計画以降に見込まれていたと思われる。

こうして樹立された呉鎮守府建設計画は、第一期軍備拡張計画の成立にともない、とりあえず狭義の鎮守府と一船渠・一船台（甲鉄艦建造不可能）を中心とする第一期計画が実施されることになつた。ただし第一期建設工事は、途中で予算不足や技術的問題が発生し、狭義の鎮守府施設はかなり進捗をみたものの、造船施設の建設はほとんど進展しないまま終了した。そのため第二期軍備拡張計画の一環として、残余の狭義の鎮守府施設と二船渠・三船台を中核とする造船部施設を臨時費で建設するという、当初の全体計画をやや縮小した修正計画が樹立されたのであるが、第二期軍備拡張計画が許可とならなかつたため実現しなかつた（この段階で三船渠案は二船渠に変更されていた）。ただし予算が大幅に減額されたため縮小は免れなかつたものの、軍備拡張七カ年計画において甲鉄艦導入が閣議了承をえたなかで、二船渠・三船台を建造し甲鉄艦を建造するという当初の呉鎮守府建設計画の骨子は、經常費による呉鎮守府造船部八カ年計画に引き継がれたのであつた。

このように呉鎮守府及び造船部建設計画は縮小されたものの、基本を変えることなく推進された。そこには同じ明治二三年一二月一二日の衆議院予算委員会で政府委員が次のように言明したように、海軍省は終始かわることなく呉鎮守府造船部を日本一の造船所として位置づけていたという事実があつたのである。<sup>(4)</sup>

〔前略〕ソレハ急ニハいきマセヌケレドモ、前途ノ希望ハ呉ノ造船所ト云フモノハ日本第一ニナル會議ニナツテ居リマス、なぜ呉ノ造船所ヲ第一等ニスルト云フト彼処ハ地形ガ宜シウ御座リマス、戦時ニ大變都合方宜イ、どうモ横須賀ハ



平時ニハ都合ガ宜シウ御座リマスケレドモ、戦時ニ彼処ヲ安全ニ湊ノ防禦ヲシテ戰爭中彼処デ安全ニ船ヲ修理シ、且船ヲ造リ出スト云フヤウナコトハ余程金ヲ掛ケマセヌト云フト防禦ニたまりマセヌ、呉ハ天然ノ地形ヲ存シテ居リマシテ戦時トテモ防禦ニ大變宜シイ処デ御座リマスカラシテ、戦時ノ為ニ造船所ヲ拵ヘルニハ、日本第一等ハ呉ニ限ルト海軍デハ極ツテ居リマス、最モ急ナ訳ニハいきマセヌガ、規模ヲ初カラ立テ、彼処ニ手ヲ着ケタノデ御座リマス

この政府委員の説明によると、呉鎮守府造船部は明治一四年に赤松主船局長が提唱した防御に適した西部の地に日本一の造船所を建設するという構想の延長線上に建設がすすめられていることがわかる。また最初に日本一の造船所にふさわしい長期計画を策定して、財政的裏づけをえながら段階的に実行していこうという姿勢がうかがわれる。これまで述べてきた建設計画とその変遷は、当初に策定した日本一の造船所にふさわしい計画を、財政問題など諸般の事情を入れて妥協しつつ、基本的性格は維持したままでいかに実現しようとしたかを具体的にあらわしたものとえよう。

### おわりに

これまでめまぐるしく変更した海軍の軍備擴張計画と継続性が求められる事業計画を関連させながら、主に明治一四（一八八一）年から二二年にいたる呉鎮守府及び造船部の建設計画の変遷をたどり、その内容の解明を行ってきた。その際、一見すると相反するとも思われる命題を解決するため、一方的に軍備擴張計画から呉鎮守府及び造船部の建設計画を規定するのではなく、後者において解明されている計画、場合によつては実際に建設された施設から前者の内容を類推するという方法を採用した。

その結果、西海鎮守府及び造船所設立計画が明治一四年、一五年の軍備擴張計画の一環として提示されながら予算がつかなくなつたにもかかわらず、これ以降もこの計画は基本的に堅持されやがて一九年に第二海軍区鎮守府の設立として結実したように、呉鎮守府及び造船部の建設計画においても、一見否定されたように考えられる軍備擴張計画のなかに基本と

なる軍備擴張計画が存在するに相違ないという確信を有するようになった。そしてその基本となる軍備擴張計画は、時期的にも海軍省の主張する基本計画であることを勘案しても一八年の軍備擴張計画をのぞいては考えられず、呉鎮守府及び造船部の建設計画はこの計画の軍事部案の三期計画に対応する形で具体化されたという結論をえるにいたつたのであつた。

こうして樹立された当初の呉鎮守府建設計画は、明治一八年の軍備擴張計画の軍事部案の三期計画に対応しており、一九年から二七年の九年間で狭義の鎮守府と甲鉄艦の造修が可能な三船渠・四船台を中心とする造船施設が建設されることになつていたものと推定される。そして第一期建設計画で狭義の鎮守府と一船渠・一船台を中核とする造船部施設、第二期、第三期建設計画で残る二船渠・三船台を主とする甲鉄艦の建造が可能な造船部施設の建設が計画されていたと考えられる。

この呉鎮守府及び造船部建設計画は第一期軍備擴張計画に沿つて、三期計画中の一期計画のみが狭義の呉鎮守府と甲鉄艦の造修が不可能な一船渠・一船台に縮小され実施されることになつた。こうしたなかで第一期軍備擴張計画が明治一八年の軍備擴張計画の否定ではなくその軍事部案の第一期計画の修正であることを示すかのように、三期計画自体は維持され、のちの二期、三期計画で甲鉄艦の造修可能な造船施設の建設が行われることになつていたと思われる。この推測の妥当性を示すように、二一年の第二期軍備擴張計画において狭義の鎮守府と甲鉄艦の造修が可能な二船渠・三船台を中核とする造船施設の建設計画が提示された。この計画は実現をみるにいたらなかつたが、二二年度から二九年度にいたる呉鎮守府造船部八カ年建設計画において甲鉄艦の造修が可能な二船渠・三船台を有する造船施設の建設が認められ、財政上や技術上の問題などにより延期されながらも実現をみたのであつた。

以上のような結論は、一見すると予算がつかかなかつたり、縮小されたことにより否定されたと思われてきた明治一四年、一五年の軍備擴張計画（西海鎮守府及び造船所の予算がつかかなかつた）や一八年の軍備擴張計画を基本計画として位置づけ、その軍備擴張計画と呉鎮守府及び造船部建設計画を関連させながら、時には後者から前者を照射するという方法で導かれたものである。こうした手法には、これまでの軍備擴張計画を取り上げてきた研究者などから批判が予想されるが、

それに対しては、今後、新資料の発掘につとめるとともに、引き続きこの建設計画がどのように実施されたかを実証することによってこたえていくことにする。

註

- (1) 明治一四（一八八二）年の西部造船所構想は、一五年の西海鎮守府並びに造船所、一九年の第二海軍区鎮守府をへて二〇年の呉鎮守府（造船部）へと複雑な過程をたどっている。本稿においては煩雑さをさけるため、正式名称を必要とする時以外は、呉鎮守府ないし呉鎮守府造船部と記述する。
- (2) とりあえずこれまでの研究の総括として、拙稿「明治中期の官営軍事工場と技術移転―呉海軍工廠造船部の形成を例として―」（奈倉文二・横井勝彦編著『日英兵器産業史 武器移転の経済史的研究』日本経済評論社、平成一七年）及び拙稿「呉海軍工廠の発展と役割」（『軍事史学』第四四巻第四号、平成二二年三月）を参照。
- (3) 海軍大臣官房『海軍軍備沿革』（大正一〇年）、五一―六頁。
- (4) 軍備拡張計画については、特に注記した以外は本書による。
- (5) 原剛『明治期国土防衛史』（錦正社、平成一四年）、二二三頁。
- (6) この時期には、機関が帆装から解放されたことにより、「甲板」に大口径・長砲身の砲を備えることができるようになり
- (7) こうして巨砲と厚い装甲を備えた戦艦という艦種や、それに対応して…水雷艇、駆逐艦、装甲巡洋艦などの艦種」が登場するなど、画期的な技術革新があった（小野塚知二「イギリス民間企業の艦艇輸出と日本―一八七〇―一九一〇年代―」奈倉文二・横井勝彦・小野塚知二『日英兵器産業とジーマンズ事件 武器移転の国際経済史』日本経済評論社、平成一五年、二二頁）。
- (8) 前掲『海軍軍備沿革』二二―三頁。
- (9) ベルトン（桜井省三訳）「艦隊組織ノ計画」明治一九年二月二〇日（防衛研究所図書館所蔵「川村伯爵ヨリ還納書類」三）。
- (10) 室山義正『近代日本の軍事と財政』（東京大学出版会、昭和五九年）、二二〇頁。
- (11) 大沢博明『近代日本の東アジア政策と軍事―内閣制と軍備路線の確立―』（成文堂、平成一三年）、五九、六四頁。
- (12) 同前、六九頁。
- (13) 同前、一七八頁。

(12) 畑野勇『近代日本の軍産学複合体―海軍・重工業界・大学―』(創文社、平成一七年)、二七頁。

(13) 呉鎮守府の設立にいたる経緯については、拙稿「明治前期の軍艦整備計画と鎮守府設立―呉鎮守府の設立を中心として―」(『軍事史学』第三八巻第三号、平成一四年一二月)参照。

―(『軍事史学』第三八巻第三号、平成一四年一二月)参照。

(14) 赤松則良主船局長より川村純義海軍卿あて「至急西部二造船所一ヶ所増設セラレンヲ要スル建議」明治一四年一二月

一〇日(防衛研究所図書館所蔵「川村伯爵ヨリ還納書類」五)。

(15) 池田憲隆「松方財政前半期における海軍軍備拡張の展開―一八八一〜八三年―」(弘前大学人文学部『人文社会論叢(社会科学篇)』第六号、平成一三年八月、四五頁)。

(16) 神戸鉄工所への軍艦の発注については、拙稿「官営軍需工場の技術移転に果たした外国人経営企業の役割―神戸鉄工所、小野浜造船所を例として―」(『政治経済史学』第四五八号、

平成一六年一〇月)参照。

(17) 『明治十六年海軍省報告書』一一三頁。

(18) 肝付兼行海軍少佐より柳栖悦海軍少将あて「明治一六年西行出測復命書(水路部『水路部沿革史附録 下』大正一五年、

二七二頁)。

(19) 同前、二七四頁。

海軍の軍備拡張計画と呉鎮守府建設計画(千田)

(20) 川村純義海軍卿より三条実美太政大臣あて「西海二設置セラルヘキ鎮守府并造船所建築費別途御下付ノ義ニ付第三回ノ上申」明治一八年三月一八日(国立公文書館所蔵「明治十八年公文別録 陸軍省海軍省」)。

(21) 前掲「海軍軍備沿革」一四頁。

(22) 『海軍省第十三年報(明治二十年)』明治二一年、一四五頁。

(23) 海軍大臣官房「海軍艦船拡張沿革」明治三七年、一六頁(防衛研究所図書館所蔵)。

(24) 同前。

(25) 同前、一七一―一八頁。

(26) 川村純義『追懷談』(鹿児島県立図書館所蔵)。

(27) 同様の見解は、田村栄太郎「川村純義 中牟田倉之助伝」(日本軍用図書、昭和一九年)、一三七及び一七三頁にもみられる。

(28) 川村純義「軍艦整備計画ニ付意見書(仮題)」明治一八年六月「川村伯爵ヨリ還納書類」五。

(29) 同前。

(30) 西郷従道「軍備拡張計画に關スルメモ(仮題)」明治二六年三月一日「川村伯爵ヨリ還納書類」七。

(31) 前掲「艦隊組織ノ計画」。

(32) 同前。

(33) ベルトン（桜井省三訳）「呉灣ニ創設スル造船所ノ場所ニ関スル意見」明治一九年五月六日（防衛研究所図書館所蔵）「公文雜輯」職官（明治一九年）。

(34) 呉鎮守府の建設工事については、拙稿「呉鎮守府の建設と開庁」（Ⅰ）（Ⅱ）『政治経済史学』第四二六号、平成一四年二月、第四二七号、平成一四年三月）参照。

(35) 「海軍大臣請議海軍臨時費請求ノ件」明治二二年二月（国立公文書館所蔵）「自明治二十一年至同三十一年公文別録海軍省一」。

(36) 同前。

(37) 同前。

(38) 「海軍事業計画ノ議」明治二三年九月一九日（前掲）「自明治二二年九月」。

治二十一年至同三十一年公文別録海軍省一」。

(39) 『海軍省明治二十二年度報告』明治二三年、五五頁。

(40) 樺山資紀海軍大臣「明治二十四年度海軍省所管予定経費要  
求書」（明治廿四年度歳入歳出総予算）（国立公文書館所蔵）。

(41) 「明治二十三年公文備考 官職儀制檢閱卷一」（防衛研究所  
図書館所蔵）。

(42) 前掲「明治中期の官営軍事工場と技術移転―呉海軍工廠造  
船部の形成を例として―」を参照。

(43) 「衆議院予算委員会速記録」第三号（第五科）明治二三年  
一二月二二日（『帝國議會衆議院委員會議録』明治篇、第一  
二回議會、明治二三年、二二三頁）。

(44) 同前、二二―二三頁。

付記 本稿は、二〇〇九年度科学研究費助成金・基盤研究（A）「軍縮と軍拡・武器移転の総合的歴史研究」（研究代表・

明治大学・横井勝彦）の研究成果の一部である。  
  
（広島国際大学）